

2008年(平成20年)7月26日 土曜日

刑事手続きの流れは

Q 一夫が飲酒運転で人身事故を起こして、警察に逮捕されました。刑事手続きの流れについて教えてください。

A 一逮捕後は取り調べが行われ、48時間以内に警察から検察官に内に身柄が送られます。

検察官は身柄拘束の場合には、裁判官に勾留請求をします。最长で20日間身柄拘束を継続することが可能です。

検察官は、勾留期間満期までにどのように処分するかを決めます。裁判にかかる必要がないと判断した場合には、不起訴処分になります。

裁判にかける場合で裁判にかかる場合で、その後、判決が言い渡されます。執行猶予を請求する公判請求、軽微事件で書面審査より罰金を命じる略式命令請求があります。



なお、起訴後は保釈金を支払って解放される保釈という制度もあります。

逮捕後の権利として、黙秘権と弁護人依頼権があります。黙秘権とは、自己に不利益な供述を強要されない権利です。弁護人依頼権とは、弁護人を選任する権利です。

逮捕後、いったん供述調書に署名すると、後の裁判で覆すことは難しくなるのが現状です。従って、できるだけ早期に弁護人を依頼するのが良いと思います。

弁護士のあてがない場合、弁護士会に弁護人選任の申し出をすれば、弁護士会が弁護士を派遣します。初回は無料でアドバイスを受けることができます。

早期に弁護人の依頼を

(弁護士 松田健太郎)